平成２５年（フ）第８５９号
東京都三鷹市中原３丁目12番６―307号
債務者　大内　康弘
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０４２号
東京都町田市野津田町268番地１
債務者　後藤　賢仁
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第７１号
鹿児島県出水郡長島町山門野1124番地
破産者　淵ノ上正二
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産者から破産法218条１項１号による破産手続廃止の申立てがあったので、これを相当と認める。
鹿児島地方裁判所川内支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７３号
茨城県石岡市石岡14015番地６
破産者　小田　徹雄
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第９３号
静岡県牧之原市新庄2218番地１
破産者　櫻井　芳夫
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２９号
広島県呉市焼山泉ケ丘２丁目14番29号
破産者　竹土井光政
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２９号
青森県むつ市大曲３丁目４番６号
破産者　佐々木　肇
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９号
青森県つがる市稲垣町豊川宮川33番地、開始決定時の住所青森市東大野１丁目１番地25
破産者　加藤　浩市
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
宮城県大崎市古川南町１丁目２番３―10号
フォーマル91パートⅡＣ棟101号
破産者　吉田　明弘
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
金沢市米泉町４丁目48番地２
破産者　山本　　勝
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２８６号
香川県高松市桜町１丁目８番１―702号
破産者　鎌田　博史
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２９号
福岡県久留米市御井町216番地１、開始決定時の住所福岡県久留米市合川町1549番地４
破産者　神門　武人
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１９号
長崎県諫早市久山台68番地７
破産者　山下　健二
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第５５４号
沖縄県那覇市泊３丁目16番地５　Ｌ．M泊３丁目第２―306
破産者　平良　　繁
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１９０号
高知県香美市土佐山田町大法寺360番地、開始決定時の住所高知県南国市久礼田1282番地の４
破産者　武田　克頼
1　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
2　一般調査期日　平成26年１月28日午後１時30分
平成25年12月13日　　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５５３号
福岡市西区壱岐団地19番104号
破産者　蜂須賀憲朗
1　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
2　一般調査期日　平成26年２月14日午前11時30分
平成25年12月９日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８７号
兵庫県西宮市山口町上山口２丁目８番32―302号、開始決定時の住所兵庫県西宮市北六甲台１丁目５番２号
破産者　木室　俊次
1　破産債権の届出期間　平成26年１月13日まで
2　一般調査期日　平成26年３月７日午前10時
平成25年12月12日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係